それでは、紹介議員として請願第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願」の趣旨説明を行います。

日本では、個人事業種が生計を一にしている配偶者とその親族の働き分(自家労賃)を払っても、事実上必要経費と認めない税制が残されております。その根拠となっているのが表題にあります所得税法第56条であります。

個人事業主は、この税制のために一緒に働いている家族の働き分を人件費に 計上できず、所得とみなされて課税されるという不利益を被っております。

家族従業員は、給料を受けても労働者の所得として扱われず、独立した個人としての人格を認められないという人権侵害を受けております。

また、国保での傷病手当や出産手当が支給されない、ローンが組めない、事 故の際の保険算定が低いなど、様々な差別を受けております。

これは、戸主のみを納税者として処遇し、家族全体の所得を合算して戸主の名で納税させていた戦前の家父長制的課税関係の残滓が清算されていないからにほかなりません。欧米では早くから家族従業員の給与は必要経費とされてきており、日本でも速やかに改められるべきであります。

今年に入って、国連女性差別撤廃委員会の日本審議会が、自営業者の配偶者 ら家族の所得に必要経費に認めない我が国の税法を取り上げ、「女性の経済的な 独立を妨げている」との見直しを求める勧告を出しました。

政府も不合理性を認めており、3月16日の衆議院財政金融委員会の審議において、麻生財務大臣が「引き続き丁寧に検討していく」と答弁しております。

国に、民法・所得税法の見直しを進めさせるためにも、地方から意見書による意思を示していくことが重要となっております。

全国商工団体連合会婦人部協議会は、「過半数の自治体で所得税法第56条廃止の意見書採択を」と、6月議会へ一斉に請願運動を行うことを提起しており、

同様の請願が県内でも多くの自治体に提出され審議されると聞いております。

現在までに、8つの県を含め447の自治体で意見書を採択、県内でも下田市、伊東市、沼津市が採択しております。また全国各地の税理士団体15団体のうち8つの団体で意見書を提出しております。

以上で、請願の趣旨説明とさせていただきます。各議員の皆様には趣旨に賛 同をいただき、袋井市議会でも是非請願の採択をお願い致します。